

議案第35号

松阪市嬉野体育施設条例の一部改正について

松阪市嬉野体育施設条例（平成19年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市嬉野体育施設条例の一部を改正する条例

松阪市嬉野体育施設条例（平成19年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

時間区分	競技場利用料金		照明利用料金
午前9時から 正午まで	全面	1,980円	1時間当たり420円
午後1時30分から 午後4時30分まで	全面	1,980円	1時間当たり420円
午後5時15分から 午後7時15分まで	全面	1,250円	1時間当たり420円
午後7時30分から 午後9時30分まで	全面	1,250円	1時間当たり420円

」を「

時間区分	競技場利用料金				照明利用料金
	冷暖房なし		冷暖房あり		
午前9時から 正午まで	全面	1,980円	全面	5,760円	1時間当たり420円
午後1時30分から 午後4時30分まで	全面	1,980円	全面	5,760円	1時間当たり420円
午後5時15分から	全面	1,250円	全面	3,770円	1時間当たり420円

午後7時15分まで					
午後7時30分から 午後9時30分まで	全面	1,250円	全面	3,770円	1時間当たり420円

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。